

サーバ管理型乗車券関係

② スルッと QRtto（クルット）デジタル乗車券取扱細則

2024. 6.17 制定

第1章 総則

（目的）

第1条 サーバ管理型乗車券取扱規程（以下「規程」という。）の定めに基づく登録ユーザ、利用者及び同行者の運送及びその取扱方については、規程によるほか、このスルッと QRtto デジタル乗車券取扱細則に定めるところによる。

2 この細則に定めていない事項については、別に定めるものによる。

（注）別に定めるものの主なものは、次のとおり。

- ・株式会社スルッと KANSAI が制定するスルッと QRtto 利用規約

（定義）

第2条 このスルッと QRtto デジタル乗車券取扱細則は、インターネットが使用できる環境において使用する、スルッと QRtto 乗車券管理サーバに乗車券情報を保持するスルッと QRtto デジタル乗車券の取扱いについて定める。

（用語の意義）

第3条 この細則において使用する用語は、規程の定めるところによるほか、次の各号に定める意味を有するものとする。

- （1）「スルッと QRtto」とは、株式会社スルッと KANSAI が運営する、発売サービス、登録ユーザの情報、乗車券情報等を管理する仕組みの総称をいう。
- （2）「スルッと QRtto デジタル乗車券」とは、デジタル乗車券のうち、スルッと QRtto 乗車券管理サーバに乗車券情報を保持するものをいう。
- （3）「スルッと QRtto デジタル普通券」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券のうち片道券および往復券をいう。
- （4）「本サービス」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券の発売に関する当社のサービスおよびスルッと QRtto デジタル乗車券による当社線の利用に関するサービスの総称をいう。
- （5）「登録ユーザ」とは、株式会社スルッと KANSAI が制定する「スルッと QRtto 利用規約」に定める事項に同意のうえ、スルッと QRtto に自らの情報を登録し、スルッと QRtto が提供するサービスを購入および使用する

サーバ管理型乗車券関係

旅客をいう。

- (6) 「利用者」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、自らの情報端末により改札をうける登録ユーザ以外の旅客をいう。
- (7) 「同行者」とは、スルッと QRtto デジタル乗車券により当社線を利用する旅客のうち、他の登録ユーザまたは利用者の情報端末により改札をうける、登録ユーザまたは利用者以外の旅客をいう。
- (8) 「外部サービス」とは、スルッと QRtto と連動し、当社のスルッと QRtto デジタル乗車券を発売することができる、スルッと QRtto 以外の発売サービスをいう。
- (9) 「分配券」とは、登録ユーザまたは利用者が複数枚を一括で購入したスルッと QRtto デジタル乗車券のうち、他の旅客に分配したものをいう。
- (10) 「分配元」とは、分配券を他の旅客に分配した登録ユーザまたは利用者をいう。
- (11) 「分配先」とは、分配元から分配券を受け取った旅客をいう。
- (12) 「目視改札」とは、係員がスルッと QRtto デジタル乗車券を目視にて確認することにより改札することをいう。
- (13) 「読取改札」とは、所定の2次元バーコードを登録ユーザまたは利用者自身が所持する情報端末にて正常に読み取ったことを係員が確認することにより改札することをいう。

(契約の成立時期および適用規定)

- 第4条** スルッと QRtto デジタル乗車券に関する登録ユーザとの運送等の契約は、スルッと QRtto デジタル乗車券を購入する際、登録ユーザ自らが情報端末で操作を行い、購入内容等をスルッと QRtto に送信し、スルッと QRtto がその情報を受信した後、購入情報等を登録ユーザへ返信したときに成立するものとする。
- 2 前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の定めによるものとする。
 - 3 外部サービスで購入したスルッと QRtto デジタル乗車券に関する利用者との運送等の契約は、別段の定めがある場合を除き第1項及び第2項に準ずる。
 - 4 分配先との運送の契約上の地位は、分配先が分配券を使用開始操作した時点で、分配元から分配先に移転する。
 - 5 同行者との運送等の契約上の地位は、登録ユーザまたは利用者が当該同行者にかかるスルッと QRtto デジタル乗車券を使用開始操作した時点で、登録ユーザまたは利用者から当該同行者に移転する。

サービス管理型乗車券関係

(使用環境)

- 第5条** 登録ユーザまたは利用者は、本サービスの使用にあたり必要な情報端末、ソフトウェア、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスおよびその他必要となる設備を自らの責任において準備、維持するものとする。
- 2 登録ユーザまたは利用者は、本サービスの使用にあたって必要となる通信費等を自らの責任において負担するものとする。
- 3 登録ユーザまたは利用者は、情報端末の故障または電池切れ、電気通信サービス提供事業者から受ける通信サービスの状態が不安定である等の事由により情報端末を正常に使用できる状態にないとき、または情報端末の機能上の制限があるとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。また、登録ユーザまたは利用者は、情報端末について当社が別に定める推奨環境に準拠しないとき、本サービスの一部または全部を使用できない場合がある。

(使用の制限または停止)

- 第6条** 当社は必要により、本サービスの使用を制限または停止できる。
- 2 前項の場合は、予めその旨を告知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、予告なく本サービスの使用を制限または停止する場合がある。
- 3 第1項に基づく本サービスの使用の制限または停止に伴い発生した損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負わないものとする。

第2章 発売

(スルッとQRtto デジタル乗車券の発売箇所)

- 第7条** スルッとQRtto デジタル乗車券は、スルッとQRtto の発売サービスの他、外部サービスにて発売するものとする。

(スルッとQRtto デジタル乗車券の発売範囲)

- 第8条** スルッとQRtto デジタル乗車券は、発売範囲に制限を設けない。

(スルッとQRtto デジタル乗車券の発売日)

- 第9条** スルッとQRtto デジタル乗車券は、翌日以降通用開始となるものを発売することがある。

(発売サービスの順守事項)

- 第10条** スルッとQRtto の発売サービスで当社が発売するスルッとQRtto デ

サーバ管理型乗車券関係

デジタル乗車券を購入する際の手続き、その他順守する事項については、スルッとQRtto利用規約によるものとする。

- 2 外部サービスで発売するスルッとQRtto デジタル乗車券を購入する際の手続き、その他順守する事項については、外部サービスの利用規約等による。

(領収証の不発行)

- 第11条 領収証・払いもどし証票の制定についての定めにかかわらず、スルッとQRtto デジタル乗車券について、駅での領収証の発行は行わない。

(購入枚数)

- 第12条 登録ユーザはスルッとQRttoの発売サービスで同一のスルッとQRtto デジタル乗車券を複数枚一括購入することができる。なお、一括で購入できる券種および上限数は当社が別に定めるところによる。
- 2 外部サービスで発売するスルッとQRtto デジタル乗車券の複数枚一括購入の可否は外部サービスの定めによるものとする。

(期間の計算方)

- 第13条 スルッとQRtto デジタル乗車券の通用期間を計算する場合は、旅客営業規則第10条の定めにかかわらず、午前3時から翌日の午前2時59分までを当日とみなす。

(通用期間)

- 第14条 当社がスルッとQRttoの発売サービスにて発売するスルッとQRtto デジタル乗車券の通用期間は、当社がスルッとQRtto デジタル乗車券ごとに別に定めるところによる。ただし、外部サービスで発売するスルッとQRtto デジタル乗車券の通用期間は、外部サービスの定めによるものとする。

(減数および払いもどし)

- 第15条 スルッとQRtto デジタル乗車券を購入した登録ユーザは、購入したスルッとQRtto デジタル乗車券のすべてまたは一部が不要となった場合、一度の決済で購入したすべてのスルッとQRtto デジタル乗車券について、通用期間終了前かつ未使用の場合に限り、スルッとQRtto 利用規約の定めに従い購入枚数の減数および払いもどしをすることができる。
- 2 払いもどしをする場合、登録ユーザはスルッとQRtto デジタル乗車券毎に別に定める手数料を支払うものとする。なお、払いもどし手数料とは別にスルッとQRtto デジタル乗車券毎に定める取消手数料を支払う場合がある。

サ ー バ 管 理 型 乗 車 券 関 係

3 外部サービスにて購入したスルッと QRtto デジタル乗車券の減数または払いもどしについては、外部サービスの定めによるものとする。

(誤購入したスルッと QRtto デジタル乗車券の取扱方)

第 16 条 旅客営業取扱細則第 142 条(2)に該当する場合、同定めにかかわらず、連絡票に通用区間および「誤購入」と記入し駅名小印又は係員の認印を押したうえ、そのまま乗車させ、登録ユーザ、利用者及び同行者の着駅に連絡する。

(分配)

第 17 条 登録ユーザは第 12 条の規定により一括で購入した複数枚のスルッと QRtto デジタル乗車券の一部をスルッと QRtto 利用規約の定めに従い他の旅客に分配することができる。

2 外部サービスで購入したスルッと QRtto デジタル乗車券の分配に関する事項は外部サービスの定めによるものとする。

(スルッと QRtto デジタル乗車券の旅行中止による通用期間の延長及び払いもどし)

第 18 条 旅客営業規則第 130 条に定める旅行中止による通用期間の延長は行わない。

2 旅客営業規則第 130 条に定める払いもどしを行う場合の手数料はスルッと QRtto デジタル乗車券毎に定める金額とする。

(列車等の運行不能又は遅延の場合の取扱方)

第 19 条 登録ユーザまたは利用者は、旅客営業規則第 132 条第 1 項各号に定める列車等の運行不能又は遅延の場合又は第 152 条第 4 項に定める手回り品の内容の点検または当該点検の対象者の特定のための協力の求めに応じたことによって列車に乗車できない場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、同規則第 134 条から第 137 条に定める取扱いに限って請求することができるものとし、同規則第 133 条の規定によって定める乗車券の通用期間の延長および第 138 条に定める取扱いは請求できないものとする。

(列車が運行不能となった場合の払いもどしの取扱方)

第 20 条 スルッと QRtto デジタル乗車券についての旅客営業規則第 136 条に定める払いもどしの請求は、払いもどそうとするスルッと QRtto デジタル乗車券を購入した登録ユーザのみが行うことができ、その払いもどしは当社の定める方法により、購入単位で 1 回のみ行う。

サーバ管理型乗車券関係

- 2 払いもどしは、購入時に使用したクレジットカードの口座に対し行う。返金の取扱いについては、クレジットカード会社が定める会員規約等の定めによるものとする。
- 3 外部サービスが発売するスルッと QRtto デジタル乗車券の本条による払いもどしの取扱いは、外部サービスの定めによるものとする。

第3章 使用

(使用方法)

- 第21条** スルッと QRtto デジタル乗車券を使用する場合、登録ユーザまたは利用者はスルッと QRtto デジタル乗車券を対応改札機にかざすことにより改札を受けるものとする。なお、スルッと QRtto デジタル乗車券の使用を開始するためには使用開始操作が必要となる。
- 2 対応改札機による改札を受けられない場合、前項の定めにかかわらず、登録ユーザまたは利用者はスルッと QRtto デジタル乗車券について目視改札または読取改札を受けるものとする。
 - 3 第12条の規定により購入した複数枚のスルッと QRtto デジタル乗車券を、第17条に定める分配を行わず対応改札機による改札を受ける場合、登録ユーザまたは利用者は、同行者一人に対し一つのスルッと QRtto デジタル乗車券を対応改札機にかざして同行者を1人ずつ通過させるものとし、すべての同行者を通過させた後に、自らのスルッと QRtto デジタル乗車券を対応改札機にかざして改札を受けるものとする。
 - 4 第12条の規定により購入した複数枚のスルッと QRtto デジタル乗車券を、第17条に定める分配を行わず目視改札または読取改札を受ける場合、登録ユーザまたは利用者が代表してすべてのスルッと QRtto デジタル乗車券について目視改札または読取改札を受けるものとする。なお、登録ユーザまたは利用者が同行者一人に対し一つのスルッと QRtto デジタル乗車券について目視改札または読取改札により同行者を1人ずつ通過させるものとし、すべての同行者を通過させた後に、自らのスルッと QRtto デジタル乗車券について目視改札または読取改札を受ける場合もある。
 - 5 当社は、前4項の定めと異なる取扱いをすることがある。この場合、登録ユーザ、利用者及び同行者は当該取扱いに従うものとする。

(効力)

- 第22条** スルッと QRtto デジタル乗車券は、情報端末の画面に表示された情報の内容に従った効力を有するものとする。
- 2 登録ユーザまたは利用者は、スルッと QRtto デジタル乗車券を使用する際には、必ず乗車券情報を表示することができる自らの情報端末を携帯す

サ ー バ 管 理 型 乗 車 券 関 係

るものとし、係員から当該情報の呈示を求められた場合、その場で呈示するものとする。

- 3 同行者は、登録ユーザまたは利用者と同一列車により旅行しなければならない。この場合、旅客営業規則第 13 条の定めにかかわらず、登録ユーザまたは利用者が代表して同行者の乗車券を所持しているものとして取扱う。
- 4 情報端末の故障、充電切れ等により、乗車券情報を情報端末に表示できない場合は、スルッと QRtto デジタル乗車券を使用することができない。
- 5 前項において、スルッと QRtto デジタル乗車券を使用できなかった場合、スルッと QRtto デジタル乗車券を紛失したものとみなし、旅客営業規則第 119 条第 1 項を準用し、第 2 項及び第 3 項を準用しない。

(乗車変更の取扱方)

第 23 条 通用区間が指定されたスルッと QRtto デジタル乗車券において、その通用区間を乗車変更（乗越、方向変更等）した場合の取扱いは、当社が別に定めるところによる。

- 2 スルッと QRtto デジタル乗車券はのりこし精算機で精算を行うことができない。

(賠償責任)

第 24 条 本サービスの使用について、スルッと QRtto や外部サービス、電気通信サービス提供事業者、情報端末における障害・不具合・設定の不備等、当社の責めに帰さない事由により登録ユーザまたは利用者 に生じた損害に関して、当社は賠償する責任を負わない。

第 4 章 無効

(無効となる場合)

第 25 条 スルッと QRtto デジタル乗車券は、旅客営業規則第 78 条各号に該当する場合に加え、次の各号に該当する場合も無効とする。

- (1) 係員の承諾を得ず、改札を受けずに乗車したとき
- (2) 定められた使用方法に基づかず使用したとき
- (3) スルッと QRtto デジタル乗車券が偽造、変造等不正に作成されたものであったとき

(不正使用等に対する旅客運賃・増運賃の收受等)

第 26 条 前条の規定に該当する場合は、登録ユーザ、利用者及び同行者の乗車駅からの乗車区間に対する片道普通旅客運賃とその 2 倍に相当する額の

サーバ管理型乗車券関係

増運賃とを、合わせて収受する。

- 2 前項の場合において登録ユーザ、利用者及び同行者の乗車駅が判明しない場合、旅客営業規則第 118 条の規定を準用して取扱う。

第 5 章 スルッと QRtto デジタル普通券

(スルッと QRtto デジタル普通券の取扱い)

- 第 27 条 スルッと QRtto デジタル普通券は本細則に定めるほか、旅客営業規則・旅客営業取扱細則に定める普通券の取扱いを準用する。

(連絡運輸)

- 第 28 条 スルッと QRtto デジタル普通券は連絡運輸による取扱いを行わない。

(定期券購入時の特別扱いの除外)

- 第 29 条 定期券購入用乗車証(往路用)を発売できない場合、定期券購入時の特別扱い規程 3.(1)②の定めにかかわらず、スルッと QRtto デジタル普通券をもって往路用の代用とすることはできない。

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、又は当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがある。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法で予め周知する。